電子処方箋

八尾市立病院 事務局 小枝 伸行





https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_kokumin.html



医療DXとは

DXとは

「Digital Transformation (デジタルトランスフォーメーション)」の略称で、デジタル技 DXとは、 術によって、ビジネスや社会、生活の形・スタイルを変える(Transformする)ことである。 (情報処理推進機構DXスクエアより)

医療DXとは

医療DXとは、保健・医療・介護の各段階(疾病の発症予防、受診、診察・治療・薬剤処方、診断書等 の作成、診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発など)において発生する情報やデータを、全体最適された基盤を通して、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、 データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受 けられるように、社会や生活の形を変えることと定義できる。

疾病の 発症予防 被保険者 資格確認 診察·治療 薬剤処方

診断書等 の作成

診療報酬 請求

地域医療 連携

研究開発

医療ビッグデータ 分析

NDB

介護DB 公費負担医療 DB

クラウドを活用した業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化

特定健診 情報

資格情報

カルテ情報 処方情報 調剤情報

電子カルテ 情報

提供書退院時サマリ であるか

診療報酬算定 モジュール

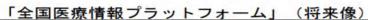


診療報酬 DX

オンライン資格確認 マイナポータル活用

電子カルテ情報の標準化等

等

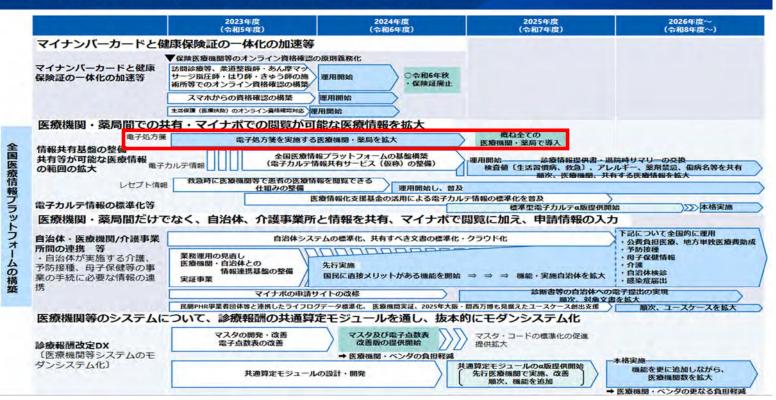


○オンライン資格確認システムのネットワークを拡充し、レセプト・特定健診情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、電子カルテ等の医療機関等が発生源となる医療情報(介護含む)について、クラウド間連携を実現し、自治体や介護事業者等間を含め、必要なときに必要な情報を共有・交換できる全国的なプラットフォームとする。

○これにより、マイナンバーカードで受診した患者は本人同意の下、これらの情報を医師や薬剤師と共有することができ、より良い医療につながるとともに、 国民自らの予防・健康づくりを促進できる。さらに、次の感染症危機において必要な情報を迅速かつ確実に取得できる仕組みとしての活用も見込まれる。



医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕



電子処方箋

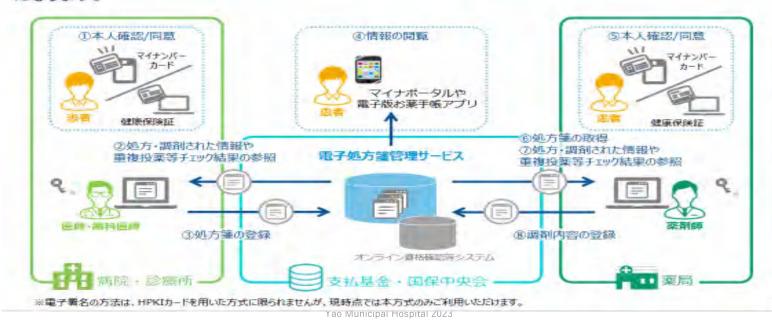
- ■国は、医療DXの一つである電子処方箋の普及を進めている。
- 電子処方箋管理サービスにより、医療機関・薬局をまたいでリアルタイムでの処方・調剤情報を確認でき、処方時の重複投薬や併用禁忌のチェックも可能になる。
- 八尾市立病院では2023年10月に電子処方箋を導入した。

電子処方せんとは何ですか?

- 電子処方せんとは、これまで紙で発行していた処方せんを電子化したものです。
- 「医療機関で患者さんが電子処方せんを選択」し、「医師・歯科医師・薬剤師が患者さん のお薬情報を参照することに対して同意」をすることで、複数の医療機関・薬局にまたが るお薬の情報を医師・歯科医師・薬剤師に共有することができるようになります。
- 医師・歯科医師・薬剤師は、今回処方・調剤する薬と飲み合わせの悪い薬を服用していないかなど確認できるようになり、薬剤情報にもとづいた医療を受けられるようになります。
- 結果として、患者さんは今まで以上に安心して薬を受け取ることが可能となります。

電子処方箋とは

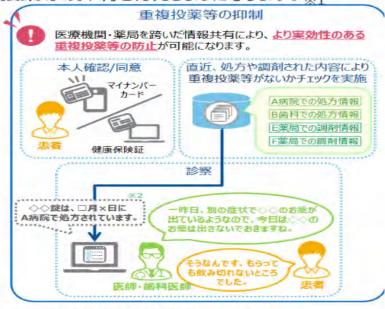
電子処方箋とは、電子的に処方箋の運用を行う仕組みであるほか、複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の参照、それらを活用した重複投薬等チェックなどを行えるようになります。



病院・診療所でできるようになること

処方箋の事前送付が行えるようになるほか、丁寧な患者対応への注力や、医療機関・薬局間の円滑なコミュニケーション、より効果のある重複投薬等の抑制を行えるようになります。※1





※1 すべての医療機関・業局に電子処方業が普及した状態のイメージとなります。

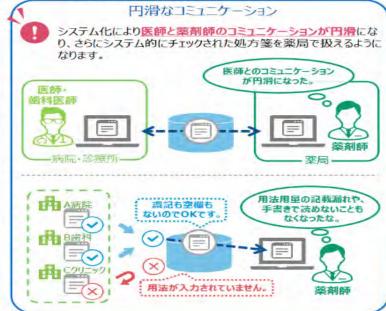
※2 受付方法(マイナンバーカード/健康保険証)問わず、重復投棄等チェックの結果を確認できますが、マイナンバーカードで受付を行った患者が過去のお薬の情報提供に同意した場合に限り、処方・調剤するお薬が過去のどのお薬と重複投薬等にあたるかまで表示されます。

Yao Municipal Hospital 2023

薬局でできるようになること

処方箋の内容の入力作業や、紙処方箋の保管が不要になることのほか、より丁寧な患者対応 への注力や、医療機関・薬局間のコミュニケーションを円滑に行えるようになります。





※すべての医療機関・薬局に電子処方箋が普及した状態のイメージとなります。 Yao Municipal Hospital 2023

電子処方箋のモデル事業について

目的

令和5年1月の電子処方箋管理サー ビスの運用開始に向けて、医療機関・ 薬局等における運用プロセスやトラブ ル・問い合わせ対応を確立するととも に、電子処方箋の活用方法の展開を行 5.

期間

令和4年10月末~(1年間)

概要

地域を限定したうえで、電子処方箋 を先行導入可能な医療機関・薬局を対 象に、効果的な服薬指導を実現するた め、重複投薬等のチェックをはじめと した電子処方箋の運用面での検証を行 うとともに、電子処方箋を活用した先 進的な取組や課題、優良事例を収集す ることにより、電子処方箋の更なる活 用方策についてとりまとめる予定。

※ 施設については、今後、次頁の一覧以外にも追加 する可能性があります。



Yao Municipal Hospital 2023

準備作業

準備作業のステップについて

電子処方箋の導入に向けた準備作業は以下の4ステップになります。 電子署名を行うための準備(HPKIカードの発行申請等)、システム事業者(現在ご利用の電子カルテシステム等の事業者)との調整に 期間を要するため、お早めに準備を開始してください。

5.

準備開始 「運用開始」の約1-4か月前まで

1. 電子署名を行うための 準備(HPKIカードの 発行申請※1) ▶P.8

▶医師・歯科医師、薬剤師毎に申請

電子処方箋導入後は、従来のハンコによる記名押印、又は署 名ではなく、HPKIカードの電子 証明書の情報を用いて、電子的

2. HPKIカードの 発行申請完了の登録 ▶P.10

▶ポータルサイトで登録

「HPKIカードの発行申請」と同時

3. 見積依頼 ▶P.11

▶システム事業者に依頼

見積依頼項目

電子処方箋対応版ソフトの

・システム事業者へ 発注

「運用開始」の約1か月前まで

1. 発注 ▶P.13

▶システム事業者に発注

2. HPKIカード読取用の ICカードリーダー購入*2 ▶P.13

▶各医療機関・薬局で対応

「発注」、「HPKIカード競取用の ICカードリーダー購入」直後

3. 電子処方箋利用申請

▶ポータルサイトで登録

導入・運用準備

道入 1. 電子処方箋対応版

ソフトの提供 ▶P.16 テム事業者で対応

2. パソコンの設定・

業務上の操作確認※3.4 ▶P.17 ▶各医療機関・薬局で対応

運用開始日が決まり次第すぐ※5

3. 運用開始日の入力 ▶P.19

▶ポータルサイトで登録

運用進備

1. 患者動線を含む 業務フロー/変更点の確認

▶各医療機関・薬局で対応

運用マニュアルや利用方法説明 動画を参考に業務変更点を確認し、 日施設の運用方法をご確 認ください。

2. 患者向け提示物の準備 ▶P.21

▶各医療機関・薬局で対応

導入完了後

補助金の申請

1. 必要書類の受領/準備 (領収書等) ▶P.23

▶システム事業者から受領

2. 補助金申請 ▶P.23

▶ポータルサイトで申請

システム事業者とよく相談した上で、導入作業の実施方針を決定してください。 まず、 導入作業の中には、パソコンの設定作業等、皆さま自身で対応いただける部分もあります。 皆さま自身で対応いただける部分があれば、システム事業者の現地作業やコストの低減に 繋がる可能性がありますので、システム事業者とご調整ください。

提供

無法 等

※1 電子署名の方法は、HPKIカードに限られませんが、現時点でご利用いただける電子署名方式としては本方式のみです。
HPKIカードの発行方法は、医師・歯科医師、薬剤師によってHPKIカード発行の申請先が異なります。詳細は₽.8をご確認ください。
※2 現在ご利用いただいているシステムとの互換性を担保するため、システム事業者に相談の上、現在ご利用いただいているシステムで正常に動作する。適切なにカードリーダーを選択してください。
※3 施設毎に作業内容が異なりますが、用法マスタの確認等の作業があります。詳細は₽.17をご確認ください。

※4 バソコンとは、オンライン資格確認等の機器(資格確認端末等)、ご利用のシステム(電子カルテシステム、レセプトコンピュータ等)が該当します。
※5 本運用開始日をもって電子処方箋に対応する施設とし、後日、厚労省HP等で公表させていただきますので、運用開始日が決まり次第、

必ずご入力をお願いします。

上記は、一般的な診療所・薬局を想定 した準備作業のステップとなります。 病院やチェーン展開の薬局については、 施設規模等によって準備作業のステップ が異なる場合がありますので、システム事 業者へご確認ください。

電子処方箋の状況

Yao Municipal Hospital 2023

国民向けの周知広報拡充について

○ これまでの医療機関・薬局視点を中心とした周知広報に取り組んできたが、患者の認知・理解は未だ十分とは言えない状況。国民目線の周知広報に取り組み、全国的な導入気運を高める。

【これまで】

- 医療機関・薬局向け中心の発信
- 厚労省ウェブサイト・SNS中心の発信 リーフレット (医療機関・薬局向け)、尺の長い動画、Q&A等

【課題】

- 電子処方箋の仕組みや、薬歴の蓄積による安全性の向上等のメリットが国民に伝わっていない。
- 電子処方箋対応している医療機関等が少なく、認知度が未だ低い。
- マイナンバーカードの効果を実感しにくい。
 - (例) マイナンバーカードを保険証として利用する方法や電子処方箋対応してもらうにも、どうしたら良いか分からない 電子処方箋・オンライン資格確認によって何が便利になるのか良く分からない

同意の有無で何が変わるのかが理解できず、不安 等

国民向けに特化した周知広報資材を新たに提供し、 医療機関・薬局の現場の声を反映した、国民目線の周知広報を実施

医療DXの推進に関する工程表(抜粋)

医療DXの推進に関する工程表

- Ⅲ 具体的な施策及び到達点
- (1) マイナンバーカードと健康保険証の一体化の加速等

マイナンバーカード1枚で保険医療機関・薬局を受診することにより、患者本人の健康・医療に 関するデータに基づいた、より適切な医療を受けることが可能となるなど、マイナンバーカードを 健康保険証として利用するオンライン資格確認は、医療 DX の基盤である。2023 年 4 月に、原則と してすべての保険医療機関・薬局でオンライン資格確認に対応するとともに、訪問診療・訪問看護 等、柔道整復師・あん摩マッサージ師・はり師・きゅう師の施術所等でのオンライン資格確認の構 築、マイナンバーカードの機能の搭載によるスマートフォンでの健康保険証利用の仕組みの導入等 の取組を進め、**2024 年 秋の健康保険証の廃止を目指す。**また、**生活保護(医療扶助)でのオンラ** イン資格確認を 2023 年度中に導入する。

- (2) 全国医療情報プラットフォームの構築
 - ①電子処方箋・電子カルテ情報共有サービス

電子処方箋については、その全国的な普及拡大に向けて、対象施設について戦略的に拡大し、利 便性を含めた周知広報や電子署名への対応に取り組むとともに、2025年3月までに、オンライン資 格確認を導入した概ねすべての医療機関・薬局に導入することを目指して必要な支援を行う。また、 電子処方箋の普及とともに多剤重複投薬等の適正化を進める。具体的には、2023年度内にリフィル 処方等の機能拡充を実施するほか、2024年度以降、院内処方への機能拡充や重複投薬等チェックの 精度向上などに取り組む。また、電子署名などの技術について、導入に当たっての負担を軽減しつ つ適切に導入できるよう、より効果的なサポート体制を整備し、技術的課題解消に取り組む。

電子処方箋導入促進のための厚生労働省における今後の取り組み

導入が進まない要因

導入に向けた対応策

- ①周囲の医療機関・薬局が導入していない
 - (導入施設数が限られ、緊要性を感じない)
- ①公的病院を中心に導入推進を強化
- ②複数のシステム改修が次々と(断続的 に)必要となることによる負担増大
- ②複数のシステム改修の一体的な導入を推 進

③電子署名対応に手間がかかる

(物理カード不足・発行遅延、カードリーダ不 足、カードレス署名に必要なスマホ不足)



- ③マイナンバーカードを活用した電子署名 の仕組み構築、カードレス署名の推進、 システムベンダへの早期導入呼び掛け
- ④導入しても問題なく使えるかどうか不安



- ④先行して実施している施設の取り組みや、 各種好事例/成功事例の発信
- ⑤患者からの要請がなく、ニーズを感じな U



⑤国民向け周知を強化

【局長通知】マイナ保険証の利用促進及び電子処方箋の導入に向けた 積極的な対応の協力依頼について

- Webサービス、医療扶助対応などの他の医療 D X 施策に係るシステム導入と併せて、可能な限り令和 6 年 6 月の診療報酬改定に伴うシステム改修のタイミングでの、電子処方箋導入を要請。
- 厚生労働省所管公的病院団体向け通知

NHO、JCHO、NC、JOHAS、日本赤十字社、 社会福祉法人恩賜財団済生会へと発出。



○ 公的病院団体を所管する他省庁向け通知

警察庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、 国土交通省、防衛省へと同様通知を発出。



飲み合わせの悪い薬剤について(例)

お薬の中には様々な理由から、他のお薬との飲み合わせが悪くなる場合があります。 そのため、医師・歯科医師・薬剤師に、服用しているお薬を正確に伝えることが重要です。 ただし、治療上のメリットが大きい場合など、医師・歯科医師・薬剤師が個々の治療内容や患者の状態を確認しなが ら使用する場合があります。



併用禁忌となる薬の組み合わせ

- 『併用禁忌』とは、一緒に服用すると深刻な健康被害や、 適正な治療効果を得られないおそれがあるため一緒に服用 しないこととされているお薬の組み合わせです。
- お薬の組み合わせによっては、お薬の効果や副作用が強く なりすぎたりします。

(事例)

- ■スポレキサント (睡眠薬) とクラリスロマイシン (抗菌薬)
- ➡ 睡眠薬の血中濃度が上昇し、強い眠気が持続するおそれがある
- ■サクビトリルバルサルタン(抗心不全薬)とエナラプリル等(降圧薬)
- ⇒ まぶたや唇などに激しいむくみ症状をおこすおそれがある

類似する効果の薬の組み合わせ

- 治療効果を高めるために類似する効果のお薬を使用することがありますが、使用するお薬によっては、類似した効果のお薬を同時に使用することを避ける場合もあります。
- 副作用に繋がるリスクがあるため、お薬の特性や患者の状態に合わせて、使用が判断されます。

(事例)

- ■高血圧薬、糖尿病薬、去痰薬、抗アレルギー薬、…
- ⇒ お薬の種類や患者の状態により組み合わせて使用されるか異なる

併用注意となる薬の組み合わせ

- 『併用注意』とは、一緒に服用すると**効果が変化したり**、 **副作用が起こりやすくなる**おそれがあるため一緒に服用す るのに注意が必要なお薬の組み合わせです。
- 併用する場合は、医師・歯科医師・薬剤師が患者の状態を確認しながら慎重に使用します。

(事例

- ■レボフロキサシン(抗菌薬)と酸化マグネシウム(下剤)
- ■ワルファリン (抗凝固薬) とビタミンKを含む薬剤 (ビタミン剤)
- → 併用により、抗菌薬や抗凝固薬の効果が低下し、適正な治療効果を 得られないおそれがある

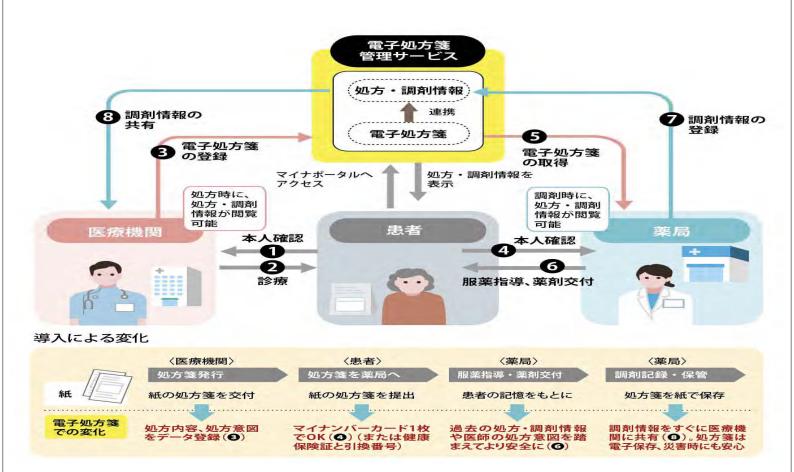
その他の組み合わせ

他にも、様々な理由で一緒に使用することが望ましくない 組み合わせがあります。

(事例)

- ■酸性の薬剤(ビタミンC等)とアルカリ性の薬剤(炭酸水素ナトリウム等)
- ➡ 酸とアルカリで反応が起こり、薬の効果が失われるおそれがある
- 注) その他、特定のお薬を混ぜて、大きく味が損なわれることなどもある

※取り上げている事例あくまでも一例です。事例は薬局ヒヤリハット事例収集・分析事業等で収集された事例を元に紹介しております。













https://youtu.be/rrjDGiCCdlo

動画でわかる

電子処方せん利用方法

医師資格証発行申請書 82名 17名 日医会会員分

日医会非会員分

納品は10/3火曜日

65名

半導体不足の影響に伴う HPKIセカンド電子証明書のみの先行発行について

この度は、医師資格証ならびに HPKI セカンド電子証明書を申請いただきあ

さて、医師資格証 (HPKI カード) は、昨年秋頃から多くの申請をいたださ これまでの発行数を大幅に上回る枚数を発行させていただいています。また、各和5年3月より接頭資格証(HPKIカード)の発行と同時に「HPKIセカンド電 子証明書」の発行も進めています。

これまで、適宜、医師資格証 (HPKI カード) 用の IC カードの確保に努めて 参りましたが、コロナ禍による半導体の需給バランスの崩れ、加えて半導体製造 に欠かせない材料 (希ガスや希少金属) の多くがウクライナやロシアから供給さ れているため、ウクライナ侵攻により IC カードに搭載する半導体の世界的な不 足が生じています。

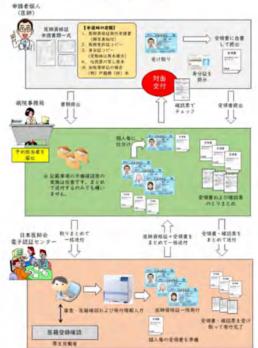
この影響を受けて、医師資格証(HPKI カード)用の IC カードの在庫が残り 少ないにも関わらず、追加の IC カードの調達が困難な状況になっています。 方で、幸いながら HPKI セカンド電子証明書により、電子処方箋への電子署名 等は実施可能になっております。

そこで、令和5年6月以降、追加のICカードが確保できるまでの当面の間、 物理カードの医師資格証(HPKI カード)の発行を一時停止し、HPKI セカンド 電子証明書のみを先行して発行することで、帽子署名等の機能に支障が生じな いように対応させていただきます。

本件に関してご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご高配を賜りますようお願い 申し上げます。

なお、医師資格証(HPKI カード)の発行を再開した際は、あらためてご案内 いたします。

申請手続の概略ド



「HPKIセカンド電子証明書」と「初期登録用QR」について

IPKI セカンド電子証明書について

日本医師会は「保健医療福祉分野 PKI 認証局(Healthcare Public Key Infrastructure 認証局)) A下、HPKI 認証局)を運営し、先生の電子的な身分証明書である「HPKI 電子証明書」を発行 います。その HPKI 電子証明書を格納した IC カードを『医師資格証』として提供していま 医師資格証を用いることで、先生の医訓資格を電子的に証明できる「HPKI電子署名」を行う ができます。

かし、カードであるため、HPKI 電子署名のために IC カードリーダーが必要なことや破損・ きに業務が滞ることなどが指摘されていました。そこで、HPKI 電子証明書を IC カードの医 A証だけでなく、安全なクラウド上にも格納することで、医師資格証が手元になくても HPKI 8名を行うことができる仕組みを作りました。

本医師会から医師資格証を発行する先生に対して、追加でクラウド用の HPKI 電子証明書を ·格納することで、医師資格証が手元になくても iPhone や Androic 端末(以下、スマートフ)を利用して HPKI 電子署名を行うことができます。 クラウド用の 2 番目の電子証明書のた HPKI セカンド電子証明書』と呼称しています。

IPKI セカンド電子証明書でできること

医師資格証と同じことができます。たたし、IC カードリーダーの代わりに、生体認証付きのス ートフォンが必要です。HPKI セカシド電子証明書とスマートフォンを相付けておき、使う時 生体認証で本人確認します。生体認証が、医師資格証の暗証番号に相当します。

初期登録用 DR についる

HPKI セカンド電子証明書とスマートフォンを掛付けるために必要なものか、お送りしている 「利明登級用 QR」です。初期登録用 QR と利用する爆果をご用意いただす。機能で説明する手 側に従って初期登録をお願いします。

■用意するもの

指紋認証、所認証などが可能なスマートフォン (生体原証付きタブレットでも可能)

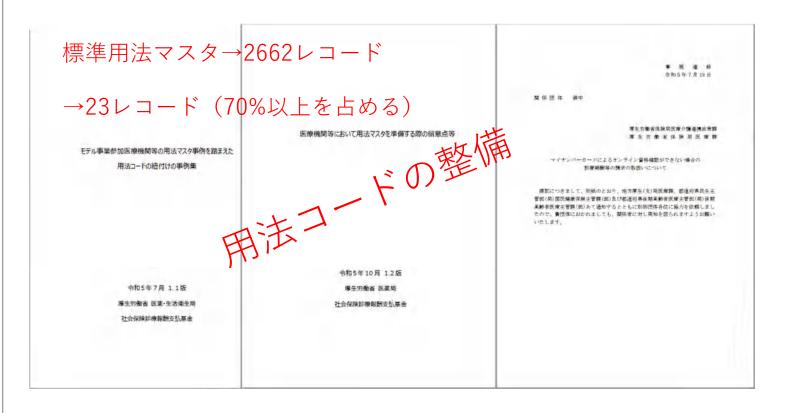
・iFhone・・・・iOS パージョン14 以上

・Android 端末・・・OS バージョン 7以上

HPKIセカンド電子延明書「初期登録用 QR」

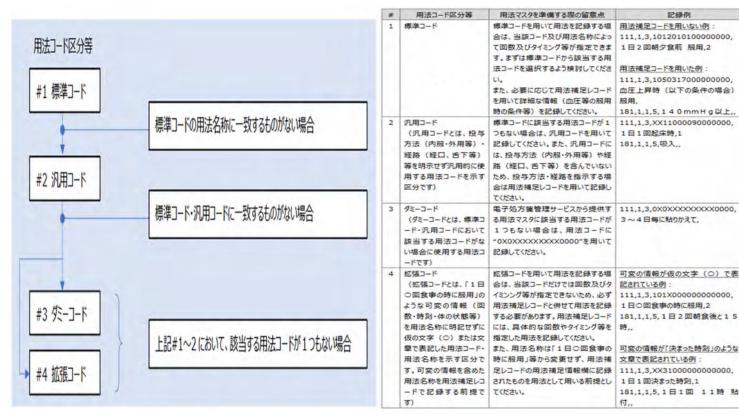
医飼資格証と一緒に発行、交付された QR コードの印刷されている紙のカード ※既倚責格証の発行が間に合わない場合、「切別登録用 QR」のみが先行して発行されることがあります





2023/11/18

30



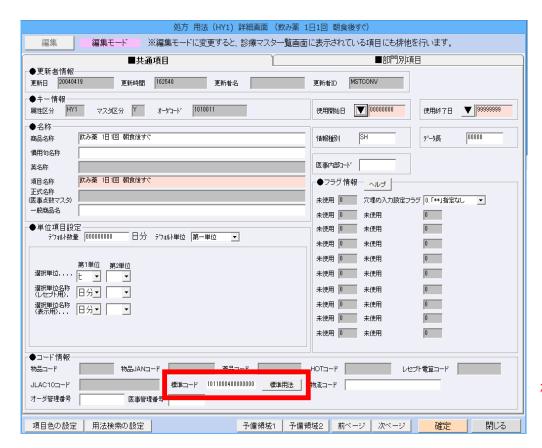
号 用法コード 1 Y1010111	用法 飲み業 1日1回 朝命後すぐ	回数	標準コード 101100040000000	用法名称
2 Y1010111	飲み業 1日1回 朝良後9く		101100040000000	1日1回朝食後 服用
3 Y1020211	飲み業 1日1回 朝見後95 飲み業 1日2回 朝・夕食後		1011000400000000	1日1回朝夏俊 版用
4 Y1030311	飲み薬 1日3回 毎食後すぐ		1012040400000000	
5 Y1030031	飲み薬 1日3回 毎食後すぐ			1日3回朝昼夕食後 服用
6 Y1010131	飲み薬 1日1回 夕食後すぐ		1013044400000000	1日3回朝昼夕食後 服用 1日1回夕食後 服用
7 Y1020021	飲み業 1日2回 朝夕食後すぐ		10120404000000000	1日2回朝夕食後 服用
8 Y1010012	飲み薬 1日1回 寝る前			
9 Y1010012	飲み薬 1日1回 寝る前		1011100000000000	1日1回就寝前 服用
9 71010143 10 Y2001104	駅の架 101回 役の前 ・	3143	1011100000000000	1日1日祝徳川 版州
11 Y3402909	途内堂	2660		
	2-71			
12 Y3402025	塗り楽	1933		
13 Y3402209	塗り業	1912		
14 Y3402508	塗り業 1日1回 適量 患部	1847		
15 Y1030301	飲み薬 1日3回 毎食後すぐ		1013044400000000	1日3回朝昼夕食後 服用
16 Y2001101	頓用業 疼痛時		1050110000000000	疼痛時 服用
17 Y2001191	頓用業	1707		
18 Y3502109	貼り楽	1497		
19 <mark>Y3402591</mark>	塗り業 	1348		
20 <mark>Y6002131</mark>	1日3回	1249		
21 <mark>Y3402104</mark>	塗り業 1日数回 適量 患部	1113		
22 <mark>Y3402691</mark>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1042		
23 Y3502100	貼り業 1日1回		2A71000000000000	1日1回 貼付
24 Y1010113	飲み業 1日1回 朝食前		1011000100000000	1日1回朝食前 服用
25 Y4702106	うがい薬 1日数回	905	2K7N000000000000	1日数回 うがい
26 Y1020221	飲み薬 1日2回 朝・昼食後すぐ		1012004400000000	1日2回朝昼食後 服用
27 <mark>Y3402009</mark>	塗り業 1日数回 適量 患部	834		
28 <mark>Y6002191</mark>	00000000000000000000	796		
29 <mark>Y1030032</mark>	飲み薬 1日3回 毎食後2時間半	792		
30 Y1010121	飲み業 1日1回 昼食後すぐ		1011004000000000	1日1回昼食後 服用
31 Y1010101	飲み薬 1日1回 朝食後すぐ		1011000400000000	1日1回朝食後 服用
32 Y1020231	飲み業 1日2回 朝食後すぐ・寝る前		1012100400000000	1日2回朝食後と就寝前 服用
33 Y2001901	頓用業 00000000000000000000000	703		
34 Y6002113	1日1回 夕**単位	662		
35 Y1040411	飲み薬 1日4回 毎食後すぐ 寝る前		1014144400000000	1日4回朝昼夕食後と就寝前 服用
36 <mark>Y3402204</mark>	塗り業 1日数回 適量 患部	630		
37 Y6002111	1日1回 朝**単位	627		
38 Y1010162	飲み薬 1日1回 起床時 毎週@@曜日	615		
39 Y1030313	飲み薬 1日3回 毎食前	604	1013011100000000	1日3回朝昼夕食前 服用
40 <mark>Y3402609</mark>	塗り薬 1日2回 適量 患部	594		
41 Y2001512	頓用薬 不眠時 寝る前	566		
42 Y1020201	飲み薬 1日2回 朝夕食後すぐ	512	1012040400000000	1日2回朝夕食後 服用
43 <mark>Y1010917</mark>	飲み薬 1日1回 24時間毎	501		
44 <mark>Y1010931</mark>	飲み薬 1日1回	492		
45 <mark>Y6002114</mark>	1日1回 寝る前**単位	478		
46 Y1010115	飲み薬 1日1回 朝食直前	475	1011000200000000	1日1回朝食直前 服用
47 Y2001103	頓用業 疼痛時 1日2回まで	475		
48 <mark>Y2001421</mark>	頓用薬 便秘時 寝る前	439		
49 <mark>Y3402201</mark>	塗り業 1日1回 適量 患部	420		
50 Y1020022	飲み薬 1日2回 朝昼食後すぐ	407	1012004400000000	1日2回朝昼食後 服用

電子カルテ用法マスタ(HYI):2736レコード

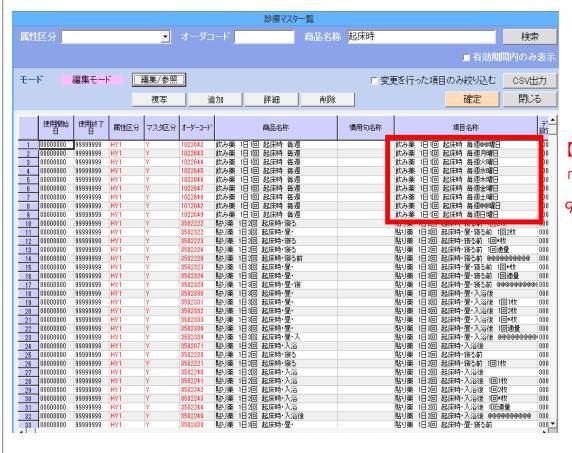
記錄例

- 「標準用法マスタ20230123」:3174レコード
- (2022年9月~2023年8月)院外処方箋で使 用された用法マスタ:68 | レコード
- 使用回数が多い順に並べ替えて、23レコードだ けを標準用法マスタに紐付け
 - →これで70%を占める

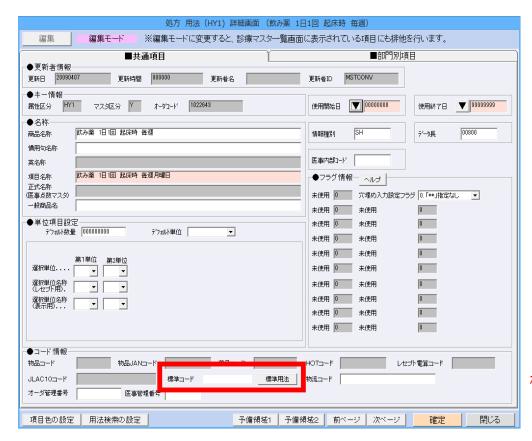




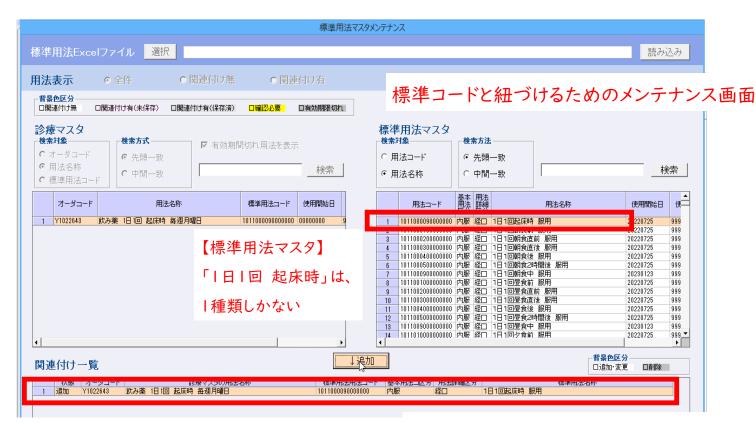
標準コードと紐づけている



【電子カルテ側】 「1日1回 起床時」だけで、 9種類の用法



標準コードと紐づけていない

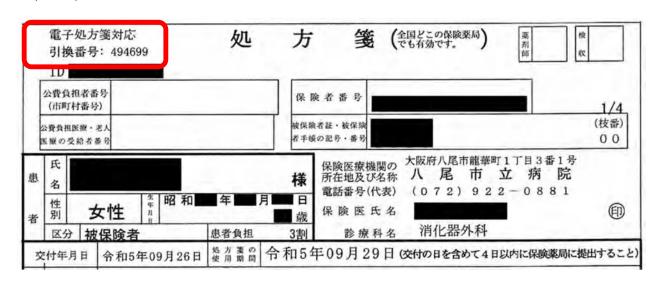


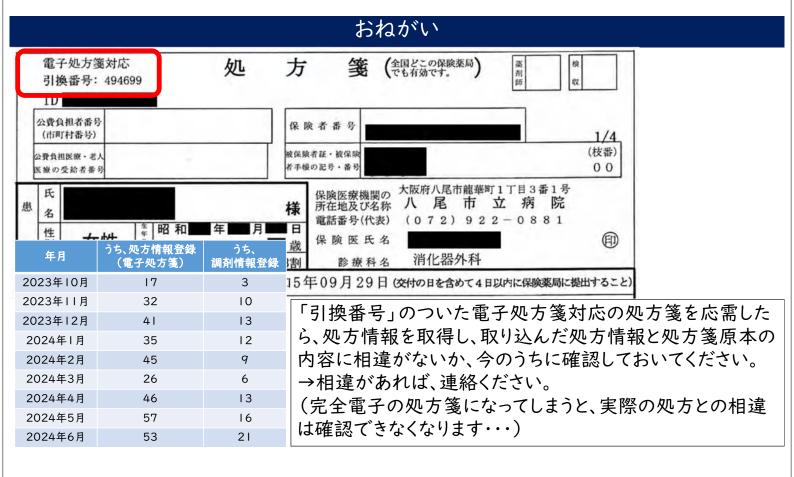
紐づけてしまうと、何曜日か分からなくなる・・・

電子処方箋 発行状況

先行対応開始

2023年10月11日~







Yao Municipal Hospital 2023



J

薬剤マスタ・用法マスタの整備

2023年10月~

電子処方箋 システムの導入

2024年 5月22日~

電子処方箋の 運用開始日入力

いまココ

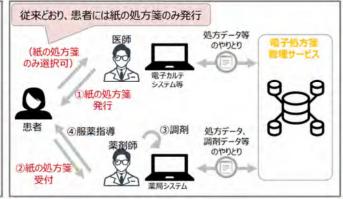


運用① 紙の処方箋のみを発行する

- ・ 従来どおり、紙の処方箋のみ発行する (患者に電子/紙の処方箋を選択させない)
- 従来とは異なり、処方・調剤情報閲覧や重複投薬等チェックの各機能を使った運用を行う※

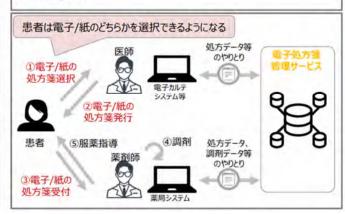
運用イメージ ※違いは<mark>赤字</mark>

実施内容

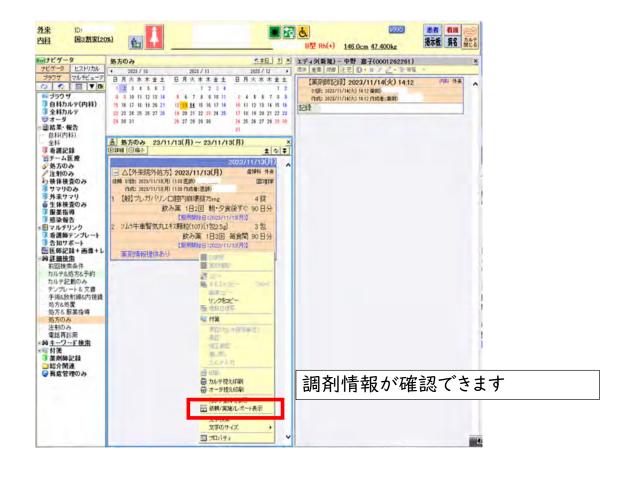


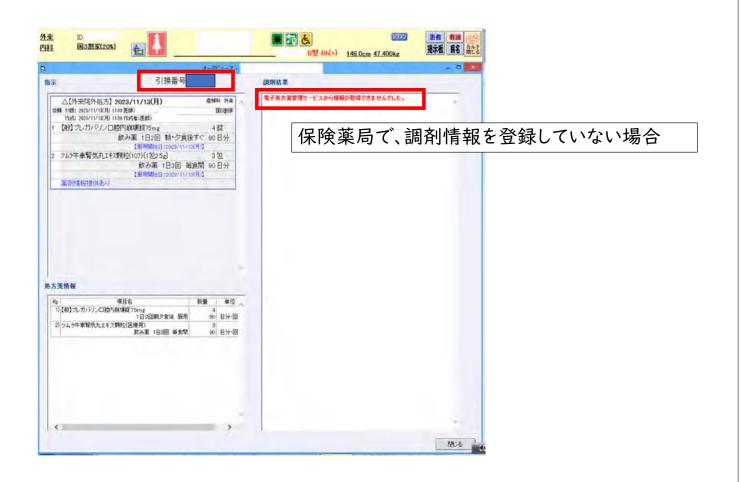
運用② 電子処方箋または紙の処方箋を発行する

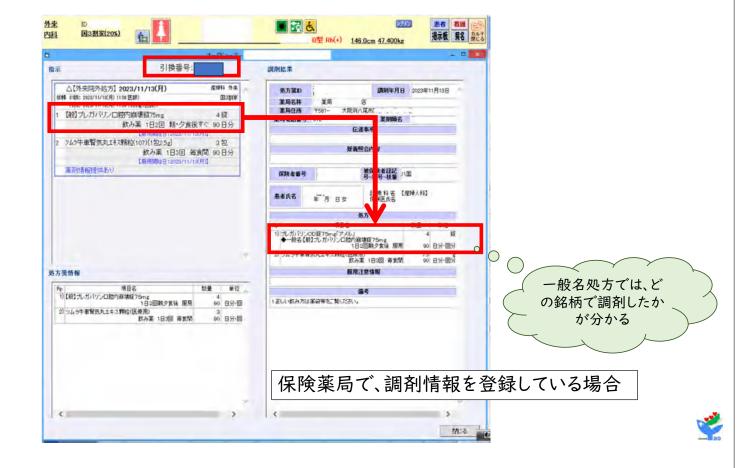
- 患者の希望に応じ、電子/紙の処方箋を発行する
- 電子処方箋の発行に伴い、処方内容(控え)を渡す等の 業務を行う

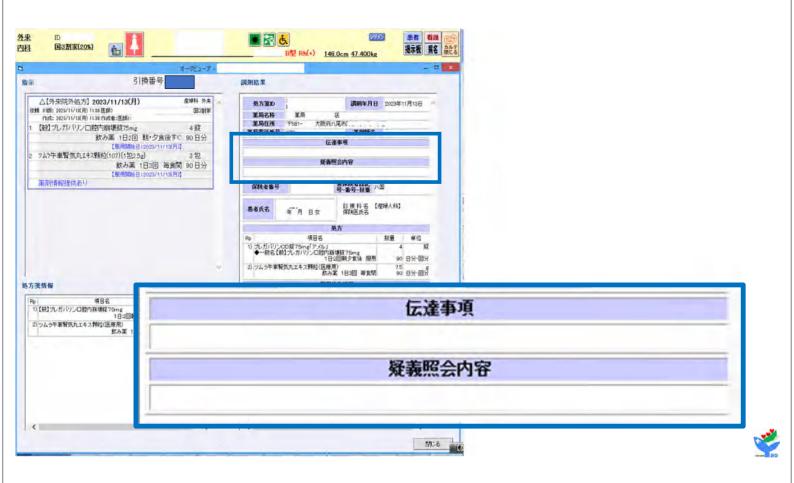


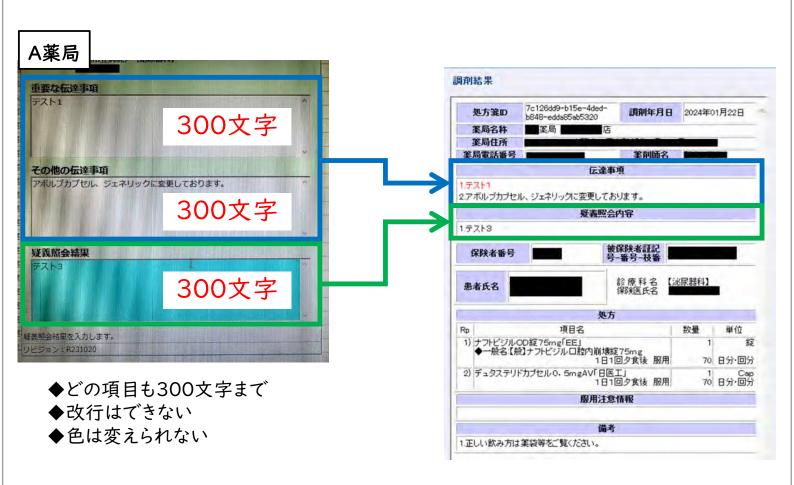


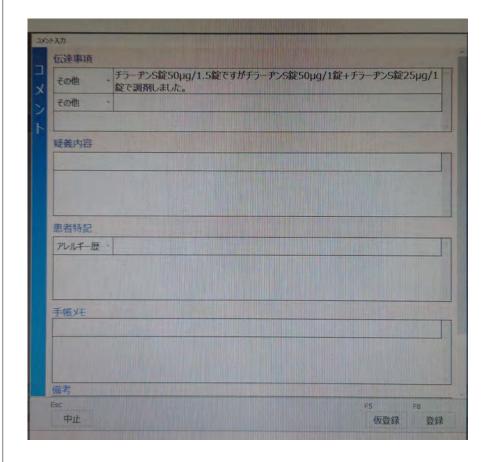








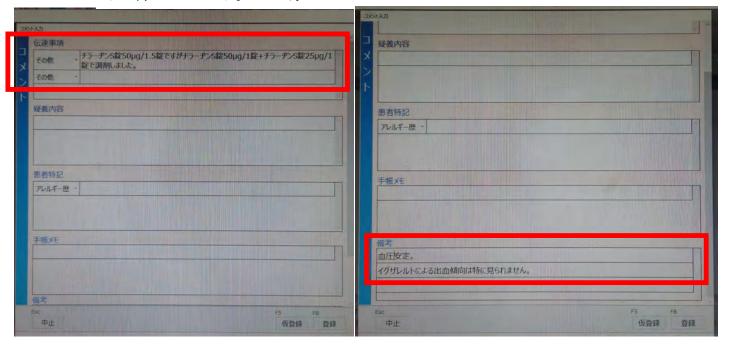




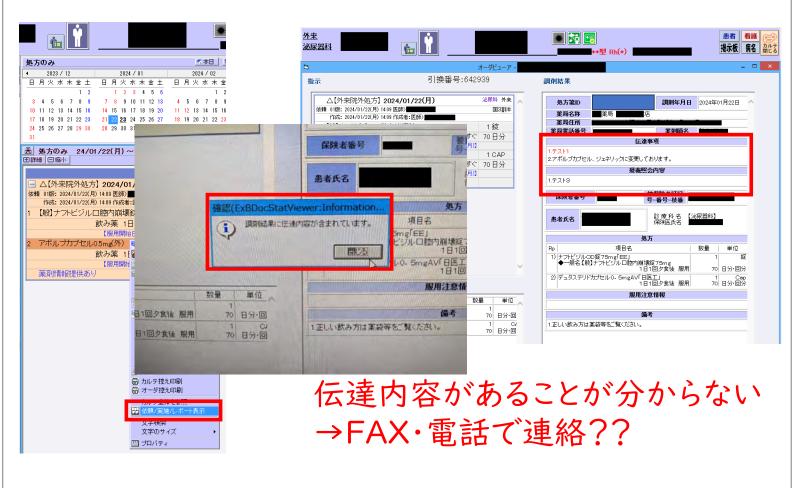
- ◆改行はできないが、別枠でコメントを入れることができる。
- ◆1枠で200文字が上限

B薬局

- ◆改行はできないが、別枠でコメントを入れることができる。
- ◆1枠で200文字が上限



レセコンメーカーによって仕様が異なる

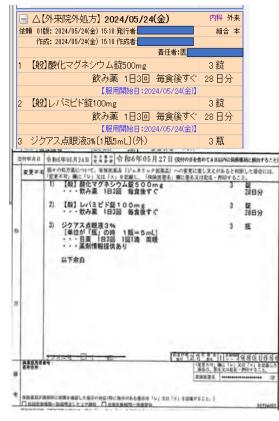


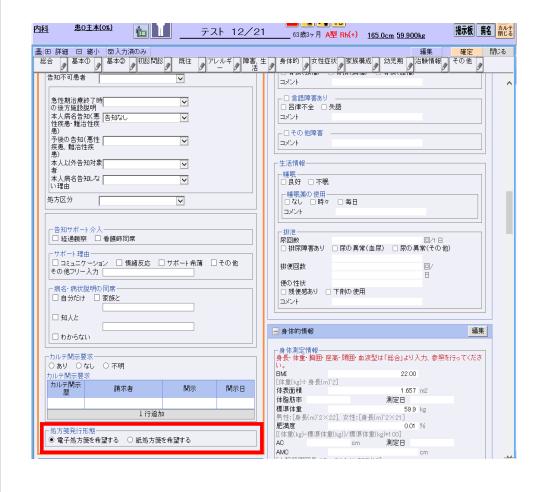
疑義照会について

電子処方箋で以下の場合は疑義照会で対応します。

- 処方の疑義
- マイナンバーカード以外で受付した患者が処方内容(控え)を紛失した場合 (マイナンバーカードで受付した場合はカードの提示で対応可能です。)
 - →「引換番号」を回答します。
- ●電子処方箋(処方内容(控え))を電子処方箋非対応の薬局へ患者が持参し、対応出来なかった場合
 - →紙処方箋を発行後、FAX で薬局に紙処方箋を送信し、原本は後日郵送します。
- ●電子処方箋管理サービスの障害に起因し、薬局が電子処方箋管理サービスから処方箋の電子ファイルを取得出来なかった場合
 - →紙処方箋を発行後、FAX で薬局に紙処方箋を送信し、原本は後日郵送します。





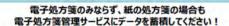


1.運用が開始された後も電子処方箋は安心してご利用いただけています!

事例① 紙の処方箋の発行・受付を行う時も処方箋や調剤内容のデータを登録することを 知りませんでした

対応

- 紙の処方箋であっても、処方内容と調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録することで、当該情報の閲覧や重複投薬等チェックで、医療機関・薬局間での情報共有に活用できますので、必ず全てのデータを登録してください。
- また、登録されたデータは、患者自身がマイナポータル等でリアルタイムに情報閲覧できるようになります。





例えば、周囲に電子処方箋対応の医療機関がないが、対応する薬局が多い状況においても、それらの薬局が紙の処方箋の調剤情報を登録することで、医療機関・薬局が当該情報を活用できるようになります!

早期に導入した施設からは紙の処方箋で 運用を開始するメリットも寄せられています!

当薬局の患者さんは高齢者が多く、いろいろな病院に行っている方が多いので、紙の処方箋であっても情報が共有されていくのは便利です。

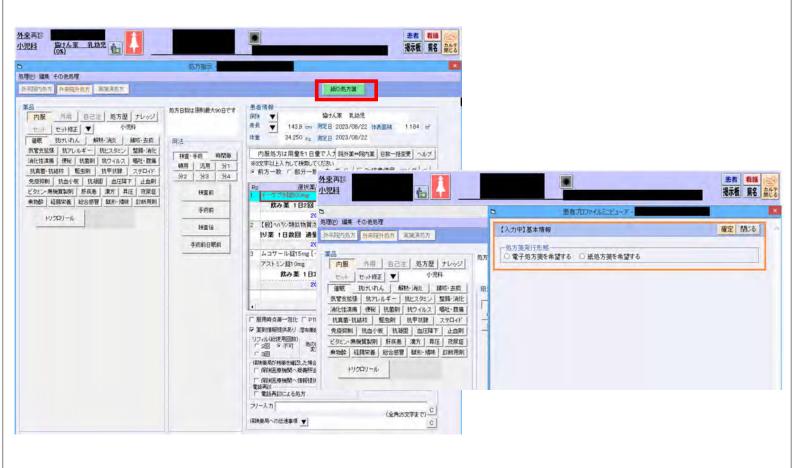


9

30

課題

- 発行件数が伸びない
 - ⇒普及啓発が必要 ⇒診療報酬改定で対応
- 地域全体で応需できる体制でない
 - ⇒対応薬局の把握
- 拡張機能がリリースされる
 - ⇒別途費用が発生





オンライン資格確認実績 2021年5月14日(プレ開始)~2021年10月1日(本稼働)~2024年6月30日



【備考】

- マイナンバー資格確認・・・患者様が「マイナンバーカード」にて、顔認証機器より医療保険者等に対してオンライン保険資格確認を行った件数。
 ※特健/薬剤閲覧同意・・・マイナンバー資格確認時に、顔認証機器にて患者様が「同意する」を選択された件数。
 ⇒2023年10月11日より「診療/手術情報同意」開始。
- 保険証確認・・・・患者様の「保険証」をお預かりして、医事システムより医療保険者等に対してオンライン資格確認を行った件数。



電子処方箋 発行状況

年月	院外処方箋	レコード数	うち、処方情報登録 (電子処方箋)	うち、 調剤情報登録
2023年10月	5,235	41	17	3
2023年11月	5,160	67	32	10
2023年12月	5,294	82	41	13
2024年1月	4,959	71	35	12
2024年2月	5,060	100	45	9
2024年3月	5,181	73	26	6
2024年4月	5,358	91	46	13
2024年5月	5,330	112	57	16
2024年6月	4,952	129	53	21

(※)レコード数マイナンバーカードでオンライン資格確認を行った患者のうち、院外処方が発行された患者の数

八尾市薬剤師会会員薬局 電子処方箋対応状況

応需できる 44薬局(51%)

応需予定 29薬局(34%)

応需できない 13薬局(15%)

回答率:100%(86/86)

·FAX回答:77%(66/86)

・ネット回答:23%(20/86)

(2024.5.29)

電子処方箋追加機能について

機能追加概要

電子処方箋の適用範囲拡大、運用時の課題対策として以下の機能が追加になります。

- 1. リフィル処方箋の電子処方箋対応 これまではリフィル処方箋は電子処方箋管理サービスに処方箋情報を登録できませんでしたが 制限が撤廃されリフィル処方箋の情報も電子処方箋管理サービスに登録できるようになります。
- 2. 重複投薬等チェックの口頭同意対応 顔認証カードリーダで診療情報の閲覧に同意していない場合であっても、診察時に患者から 直接同意をもらうことで、重複投薬等チェック結果画面に過去の処方情報が表示できるようになります。
- 3. 処方箋ID検索機能の追加 自施設から発行した処方箋の調剤状況を確認できるようになります。
- 4. 電子処方箋の医療扶助対応 医療扶助患者に対して電子処方箋が発行できるようになります。

「救急時医療情報閲覧機能」に紐づく二要素認証について

令和6年度診療報酬改定において、救急患者に対する迅速かつ的確で効率的な治療を更に推進するという観点から、「救急時医療情報閲覧機能」の導入が推進されます。

【対象】

- ①総合入院体制加算1
- ②総合入院体制加算2
- ③急性期充実体制加算
- ④救命救急入院料1
- ⑤救命救急入院料2



施設基準として下記が追加されます

「救急時医療情報閲覧機能を有していること」

※現状、令和7年3月31日までの経過措置が設定されております

当院算定中

令和6年度中の導入が必要

電子処方箋への電子署名に対する改善策について

- 医療現場の運用簡素化の観点から、従来のHPKIカードやスマートフォン(生体認証)に加え、マイナンバーカードを 活用し、電子カルテシステム等にログインする際に認証を行うことで(例:1日1回)、処方箋発行時等に都度カード をかざすことを不要とする仕組みを構築中。(※1)(※2)
- 具体的には、電子処方箋管理サービス(中央側)と連携し、昨年末(2023年12月28日)に、上記「マイナンバー カードを活用した電子署名」機能を構築済。現在、各電子カルテベンダ等において、対応するシステム開発を 行っており、順次、各施設での実装が可能となる見込み。
- (※1) 医師等の資格を含んだ上で電子署名を付す仕組みは、日本医師会等が運営するHPKIの基盤により発行された電子証明書を活用。(※2) マイナポータル経由の申請を整備し、住民票(写)等の添付書類削減や、申請から利用開始までの期間短縮、運用時の利便性向上等を図っている。また、日本医師会認証局においては、当面の間マイナポータル経由の申請について費用減免を実施中。

<マイナンバーカードを活用した電子署名の 利用申請・運用イメージ>

利用申請

マイナポータルから利用申請し、マイナンバーカー ドに電子証明書を紐付ける。

- 運用イメージ電子カルテ・薬歴システム等にログインする際 (例:1日1回)、マイナンバーカードをカード リーダにかざす等の認証を行う。
 - 電子処方箋発行・調剤結果登録時は都度のカードを かざすことを不要化。

利用申請 電子カルテ・薬歴シ ステムにログイン・ 電子署名の 診察・受付~調 電子処方箋発行・ 利用申請 剤・服薬指導 調剤結果登錄 本人認証 ※マイナポータル ※自動で電子署名 から申請 が付される仕組 みの構築が可能。

導入時のメリット

- (HPKIカードの発行を待たずに)医師等自身のマイナンバーカードを活用して電子署名が可能。
- 利用申請の際も、マイナポータル等を活用し、住民票(写)等の添付書類が不要化。
- HPKIカードリーダ購入費用の大幅低減(必要設置台数の大幅減、マイナンバーカードのカードリーダが使用可能等)。

運用時のメリット

●電子カルテ・薬歴システム等システムにログインする際(例:1日1回)に認証を行えば*、電子処方箋発行や調剤結果登録時に電子署名を自動 で付すシステムが構築可能(従前のHPKIカードを活用したローカル署名方式では、原則としてHPKIカードをかざして都度認証が必要だった)。 ※ スマートフォンによる生体認証も可能。

・
う
厚
生
労
働
省
か
き
、
な
き
、
な
も
の
な
を
の
ま
の
は
の
は
Ministry of Health

Labour and Welfare

第9回 電子処方箋定例会(令和6年7月22日)

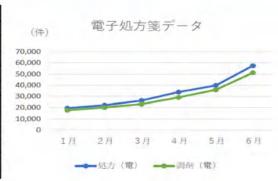
第9回電子処方箋定例会

本日の内容

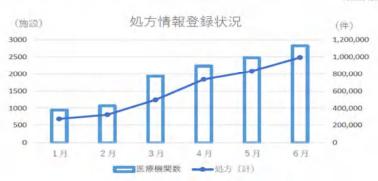
- 1. 【共有】電子処方箋の普及とデータ登録状況について
- 2. 【共有】電子処方箋の変更や取消処理(事例紹介)
- 3. 【共有】電子処方箋に係る令和6年度のスケジュール
- 4. 【共有】電子処方箋の主な開発事項等について(令和7年度以降)
- 5. 【周知】周知広報 (医療機関・薬局のスタッフの皆さま向け)
- 6. 【その他】次回定例会開催日について
- ※議題の順番は前後する可能性がございます。あらかじめご了承ください。

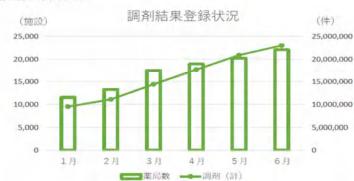
1.【共有】電子処方箋の普及とデータ登録状況について

		1月	2月	3月	4月	5月	6月
重用 1	医療機関数	944	1,067	1,930	2,233	2,479	2,820
開始	薬局数	11.547	13.294	17.494	18.904	20.220	22,061
4	処方 (電)	19,585	22,146	26,244	33.821	39.763	57.498
3	処方 (紙)	254.624	300,912	470.569	702,238	793,125	935,769
1	処方(計)	274,209	323,058	496,813	736,059	832,888	993,267
一タ	調剤(電)	17,740	20,242	23,116	29,063	35,829	51,507
	調剤(紙)	9,500,820	11,081,635	14,405,990	17,648,215	20,838,723	22,947,123
	調剤(計)	9,518,560	11,101,877	14,429,106	17,677,278	20,874,552	22,998,630









2. 【共有】電子処方箋変更や取消処理(事例紹介)

事例

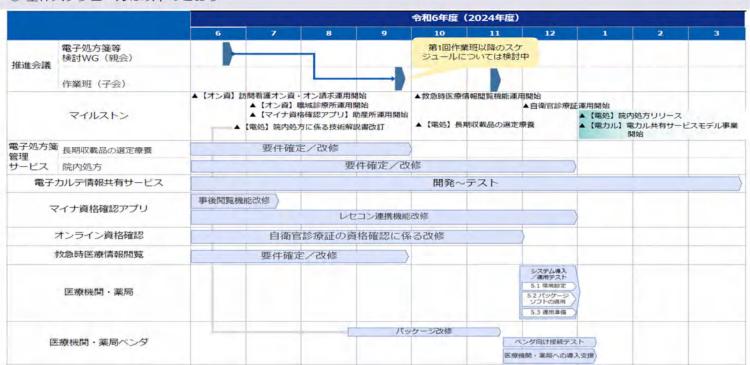
- ・処方内容に変更があった電子処方箋に関して、変更前の電子処方箋が薬局で応需・調剤された。 ⇒変更前の電子処方箋が変更処理されていない、「未処理」のまま残っている可能性。
- 処方箋変更の対応
- ・仕様上、処方内容に変更があった場合は、一度ファイルを取り消しした上で、再発行する。
- ・この取り消し及び再発行の処理は1回の要求で実現できる仕様。
- ・取り消しされるので、引き換え番号も新しく発行される。
 - ※以上、技術解説書の記載
 - ※薬局で処方箋受付を行った後は変更できない(薬局が受付を取り消しした場合は、取り消し可能)。

多くの施設様で不要となった電子処方箋に関しては取り消しや変更処理を行っていただいている認識ではありますが、改めて留意願います。

令相6年6月19日第5回電子処方箋等検討 ワーキンググループ 資料1を改変

3. 【共有】電子処方箋に係る令和6年度のスケジュール

○ 全体スケジュールは以下のとおり



4.【共有】電子処方箋の主な開発事項等について(令和7年度以降)

- 令和6年度については、昨年度の本ワーキンググループでの議論も踏まえ、院内処方について医療現場の声を踏まえつつ、開発予定。
- 他方で、医療DX各施策の進展や令和7年度予算要求等を見据えつつ、医療現場の声を踏まえながら、来年度以降について新たな機能を 検討していく必要があるのではないか。
- ※ なお、新たな機能についての検討は進めつつも、現場における実装に当たっては、電子処方箋や他の医療DX施策の普及状況を踏まえ、五月雨式の機能リリース により、医療機関等ベンダが都度対応を迫られることがないよう、今後のスケジュールを検討していく必要がある。
- ※ 追加機能等の開発対象については、当該機能の位置付け(希望する施設のみ対応とするか等)も含めて検討が必要。

開発事項等として検討する内容 ※実際に実装するかは今後判断

分類

開発事項等として検討する内容

既存機能の 拡張

電子処方箋管理サービスにおけるチェック機能の拡充

- 併用注意についても重複投薬等チェックでアラートが表示されるよう、電子処方箋管理サービスを改修する
- 電子カルテ情報共有サービス由来の情報(傷病名やアレルギー等)とも、チェックがかかるように電子処方箋 II. 管理サービスを改修する

処方箋事前送付の合理化・利便性向上

現在、医療機関からの電子処方箋発行後、引換番号等により薬局が事前に電子処方箋を取得できる状態としているが、 より利便性の高い方法を実現できないか

新規機能の 追加

電子処方箋データの更なる利活用

電子処方箋管理サービスにリアルタイムに蓄積される処方・調剤情報を利活用できる余地はないか

(例1) 感染症流行状況の分析や治療薬等生産計画の補助

(例2) 医薬品流通量の把握

その他

薬局起点の情報(トレーシングレボート等)の共有・標準化等 処方箋の情報だけでなく、薬局で作成するトレーシングレボートをはじめ、患者の残薬や服薬状況、体調の変化等に関する 情報や文書についても電子化し、医療機関・薬局を跨いで共有できるようにするか

厚生労働省HPより抜粋

【周知】周知広報(医療機関・薬局のスタッフの皆さま向け) 5.

○薬局の皆さまから、患者さんが発行された処方箋が紙か電子か、処方内容(控え)をお持ちなら電子処方箋だとわ かるが、見分けが付きづらい、二次元コードが付いているのが電子処方箋であると理解していたとのお声をいただい たことを踏まえ、具体的なイメージ画像を添え、電子処方箋及び紙処方箋の区別に役立つ資材を作成いたしました。

○運用マニュアルやクイックガイドでは医療機関で登録するものと薬局で取り出すものを分けた記載となっておりま すが、医療機関様から薬局様までの流れとして記載内容をまとめることで薬局の皆さまへご理解いただきやすいよう 取りまとめています。

電子処方箋及び紙の処方箋の取り扱いについて(医療機関)

		子與方面对応医療機	TI)	電子扱力健身対応医療機関		
化行可能な処方簿	電子約万億	Micro	処力簿	報の	初力権	
電子処方簿世曜 サービスに登録する6の	電子処方簿 (約方達原本)	処方簿情報提供ファイル		÷		
医療機関で 自者に度すらの	努力PSE (15X) 。	引換面岩が 印字された 紙の処力権	第5回立選 フーエル出土の12 引蹄等点が0二次三	600万里	一次元 1-ドが 田才された 紙の紹力権	
₩-2		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	28#2-P	1		

マイナポータルで成为内容を開覧することができる最小理由により、最着が成为内容(症え)を不要とする場合は、学文不要

電子処方箋及び紙の処方箋の取り扱いについて(薬局)

		発行元:電子処方質対応医療機関			発行元:電子処方筐非対応医療機関		
	要告が実施に 特勢するもの (イメージ)	1 (market)	引息器可123456				
		扱力(内容(技力) モフドナンドーナー和企業を含す 金銭組合かりから、 間にはが参考する。 を参考する。他のは、他の 定式とから、一般の表現でする。	引換器可が 印字された 紙の能力等	を受ける。 型力を対象を 型力を対象を を を の の の の の の の の の の の の の	低の処方箋	二次元コードが 田子された 紙が終力等	
基子処力機対の東町	処方編の原本	電子処方審	紙の処方署		W.C	成方面	
	電子処方強管理 サービスから 取り出せるもの	電子処方提 (処方運用本)	処方獲債報提供ファイル				
	電子処方強官項 サービスに 発揮するもの	政府結束情報 (電子報名必須)	混刷粘甲信略 (電子者名任意)		調剤核學情報	(電子署名任意)	

5. 【周知】周知広報(医療機関・薬局のスタッフの皆さま向け)

- ○電子処方箋管理サービスにて管理している用法マスタ (電子処方箋用法マスタ) と各医療機関様・薬局様にて使用している用法マスタとの紐付け作業を行っていただく際に、理解に役立つ資材を追加いたしました。
- ○各医療機関様・薬局様で使用している用法マスタとの紐付けを行う場合には、ダミーコード以外が利用可能か検討 いただき、記述できない場合にダミーコードを利用してください。

【医療機関・薬局】 電子処方箋管理サービスで使用する用法マスタについて

- 電子処方箋管理サービスで管理する用法マスタ(以下、電子処方箋用法マスタ)と各医療機関・薬局で現在使用している用法マスタの紐付けの作業をお願いいたします。
- 電子処方箋用法マスタへの紐付けを行うことにより、医療機関・薬局の共通言語となり、意思疎通が円滑化します。



細付けのイメージ 電子処方後用法マスタ 用法コード 名称 (参考) 医療機関等において用述マス 少を早期する際の個室水等 1日1日日本日本 151ESSE 1日1日終江新田 1016MC53H 3月1日前大海市 101ERRE 1日1日時ご日日本 O INTERNA SHIRMS 1 Pt 1 Day 7 Non. 1日1日林ご田2時日来 1日1日献我の2世間後 1911(200500000000 1日1日前末2日時

厚生労働省HP掲載先: https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001076297.pdf

[参考]

医療機関等において用法マスタを準備する際の留意点等 (https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001119768.pdf) モデル事業参加医療機関等の用法マスタ事例を踏まえた用 法コードの紐付けの事例集

(https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001119770.pdf)

5. 【周知】周知広報(医療機関・薬局のスタッフの皆さま向け)

○ 定例会等において、「電子処方箋で重複投薬等チェックが発動しているのに、他の医療機関・薬局で薬をもらっていないと主張する患者がいる」等のお話しをいただき、そういった場合に患者に提示・説明可能な資材を作成中です。

✓DRAFT> 以下は、薬局(薬剤師)向けの文言ですが、医療機関(医師)向けの文言バージョンも作成中です。

【ポイント】 薬剤師等の業 務に法的な根 拠があること を明示





7

5. 【周知】周知広報(医療機関・薬局のスタッフの皆さま向け)

電子処方箋を発行・調剤している医療機関・薬局の皆さまから、患者さんからの声をご教示いただき、皆様が疑問に思われる観点で国民の皆さま向けQ&Aを更新いたしました。 **リンク先:電子処方箋Q&A (国民の皆さま向け)**

新たに掲載したQ&A(一例)

電子処方箋と処方内容(控え)について

- Q. 電子処方箋とは二次元コードが付いた処方箋ですか。
- Q. 医療機関で処方内容(控え)という紙を受け取りました。処方内容 (控え)は処方箋ですか。
- Q. 電子処方箋なのに、なぜ紙の処方内容(控え)が発行されるのですか。
- Q. 電子処方箋にはスマートフォンが必要ですか。

事前送付について

- Q. 電子処方箋にするとFAXしなくてもよくなりますか。
- Q. 紙処方箋の時と同様に、薬局に行く前に処方内容(控え)をFAXして もよいですか。
- Q. 処方・調剤情報、引換番号等は、どのような手順でマイナポータルから確認できますか。

電子処方箋が発行できない場合について

- Q. 公費負担医療、自由診療の場合でも電子処方箋を選択できますか。
- Q. 医療機関で電子処方箋を選択しても、電子処方箋が発行されず、紙の 処方箋が発行されることがあるのはなぜですか。

調剤の受け方について

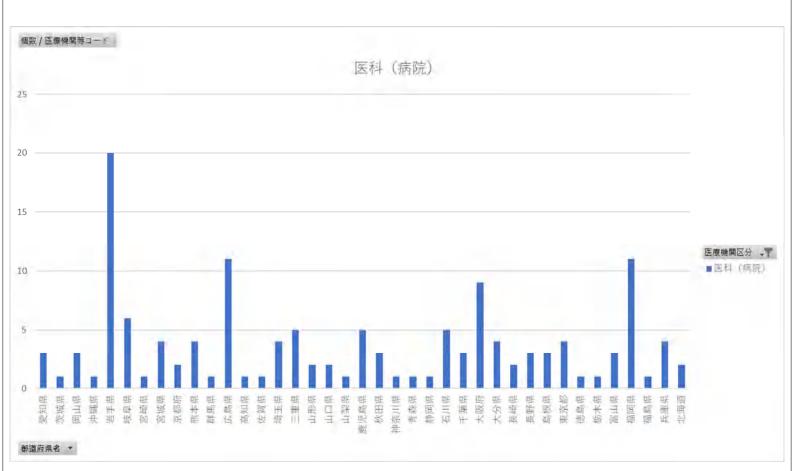
- Q. 医療機関で電子処方箋を発行されました。薬局では電子処方 箋を発行されたことをどのように伝えればよいのでしょうか。
- Q. 引換番号などの情報をあらかじめ連絡していた薬局がお休みでした。別の薬局で調剤を受けることはできますか。

処方内容(控え)について

- Q. 薬局に行く際、**処方内容(控え)を持参する必要はあります**か。
- **Q. 処方内容 (控え) を紛失してしまいました。** どうすればよい ですか。
- **Q.** 調剤を受けた後、処方内容(控え)を返却されました。**保管** しておく必要がありますか。

口頭同意について

Q. マイナンバーカードで受診した際、過去の薬剤情報の提供に不同意にしましたが、医師や歯科医師や薬剤師から同意を問われました。 同意しなくてもよいでしょうか。



9

